

INTERNET ARCHIVE
WayBack Machine

http://www.jade.dti.ne.jp/~jpi/message/jp-M06052901.html Go

5 captures
15 7 06 - 10 6 07

10 5 6 Close
6
2006 2007 2008 Help

内閣総理大臣
小泉純一郎 様

2006年5月29日
日本カトリック正義と平和協議会
会長 松浦悟郎

教育基本法改定案に反対する

私たちは去る4月28日、政府が閣議で決定した教育基本法改定案(以下、「改定案」)に反対します。この「改定案」は子供たちの人間としての成長や彼らの人生、また日本の社会に大きな問題を起こすことが予想され、到底受け入れることはできません。

現行の教育基本法(以下、「現行法」)は、日本国憲法が目指した「世界の平和と人類の福祉に貢献」という崇高な理想の実現が、「根本において教育の力にまつべきものである」とし、平和憲法との一体性を明確に謳っています。その日本国憲法は、国際社会においても高く評価されており、実効的な戦争放棄の決意の上に立って、世界の平和と普遍的な人間の権利を守ろうとする国際社会との連帯を明記した稀有な憲法であることは広く知られているところです。「現行法」は、この憲法に立脚し、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成」を目指しているのです。

政府は今回の改定の理由として、犯罪の低年齢化問題や「現行法」が時代に合わないことを挙げています。しかし、むしろ、教育行政と私たち自身が、「現行法」の精神を誠実に実行してこなかったことをまず反省すべきであり、「現行法」の価値を現代社会の中であらたに検証することこそが、今、正にわたしたちに求められているのです。

2003年4月に河村健夫文部科学副大臣が衆議院文教科学委員会で、「『教育基本法改正は今の憲法の精神を基に議論するのが大前提だが、今後、憲法の見直しの議論が出た時に、逆に(改正する教育基本法が憲法改定案に)入っていくような価値を持つように検討したい』と述べ、憲法改正も視野に入れながら議論すべきだとの考えを明らかにした」(共同通信ホームページ)と伝えられています。これにより教育基本法の改定が、平和憲法を廃棄して別の憲法を作り出すための布石とする目論みが明らかになりました。私たちは、戦後60年にわたって日本の平和思想を育ててきた「現行法」を変える必要がないことを主張すると共に、「改定案」の奥にある意図に危惧を持つものであります。

「改定案」前文では「公共の精神を尊び」、「伝統を継承し」とあり、第二条でも「伝統と文化を尊重し」となっています。「伝統」が何を意味するかが曖昧で、為政者の思惑で「伝統」が決められると、思想、良心、信教の自由まで侵害される危険もあります。なぜなら、戦前、神社での拝礼は宗教行為ではなく、国民的儀礼であるとされ、キリスト教徒にも強要されました。現在、首相の靖国参拝が単なる「儀礼」であるかのような説明で強行される一方、自民党による憲法改定案では政教分離原則につ

いて、宗教教育や宗教活動も「社会的 儀礼又は習俗的行為の範囲」内なら可能であるとしています。歴史の反省から生まれた政教分離原則を、このように緩和していこうとする動きが起こっていることを合わせて考えると、「伝統と文化の尊重」という文言を「改定案」に入れることによって、神社参拝を強要する危険性をはらんでいるように見えるのです。同じく前文に付加しようとしている「公共の精神」には、公権力の教育への介入が危惧される「改定案」第十六条第一項と合わせて、個人よりも国を上位に置く意図があらわれています。

また、同第二条の「我が国と郷土を愛する」との文言は、当初盛り込もうとしていた「愛国心」の別の表現であり、私たちは基本的には同じ危惧を持たざるを得ません。「愛する」というきわめて個人の主体的決定や意志に基づく事柄を法律で定めることは、人権侵害を起こす可能性をはらんでいます。かつて国旗国歌法成立の際、「児童や生徒に強制するものではない」との首相の答弁があったにもかかわらず、今、国歌斉唱時に起立をしなかった教師が大量に処分され、国歌を歌う生徒の音量まで測るといった異常な「指導」がなされ、現実的には実質的強制が行われています。また、「愛国心」を通知表で評価をすることなども行われ、生徒の心の中まで踏み込んできているのです。もし、基本法の中に「愛国心」を意味する文言が入れられれば、その強制力は計り知れない力で教師や生徒にのしかかってくることは容易に推察できます。人格のあるべき姿を国家が規範として法律で決め、「心」や「態度」について法制化することは、法の任務から逸脱しているといわなければなりません。

以上のことから私たちは、教育がその時々国家権力のために利用されないように歯止めをかけた「現行法」の精神を貫くべきだと考えます。従って、現行の教育基本法を改定するのではなく、むしろその精神と価値を再評価し、今一度、個人の尊厳と世界の平和のために生きる人間を育てる教育の役割を完遂するよう強く要請します。

以上